

平成 27年 2月 2日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 個人確定申告のチェックポイント (申告書の受付期間は2/16~3/16)

サラリーマンで次のような方は確定申告が必要になってきますが、申告をする義務のない方でも申告することで源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合が有ります。

### 1) 給与所得者の方

- ①平成26年中の給与収入が2,000万円を超える方。
- ②給与を1か所から受けている方でも給与所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方。
- ③給与を2か所以上から得ている方でその内年末調整をされなかった従たる給与と、給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える方。

### 2) 年金収入の方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が20万円以下の人については、確定申告不要となっています。

### 3) 事業所得、不動産所得、配当所得、譲渡所得など給与所得以外の所得の合計金額が各種所得控除(医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除、基礎控除など…)の合計金額を超える方。

### 4) 主な各所得控除についての注意点(控除額は一部を除き一定計算式により定められています。)

#### ◎医療費控除を受けられる方

生計を同じくしている親族についてかかった医療費であれば税法上の扶養控除を受けていない人の分も控除出来ます、また薬局で治療のため購入した薬代、通院のためのタクシー代なども控除出来ます(控除額は200万円が限度ですが必ず領収書は必要です)。

#### ◎雑損控除を受けられる方

- i 災害又は盗難もしくは横領により日常生活に必要な住宅家財等に損害を受けた場合の損失額
- ii 平成26年4月1日以後のゴルフ会員権等の譲渡損失については他の所得との損益通算及び雑損控除の適用が出来なくなりました。
- iii 損失金額がその年の所得金額から控除しきれない時は翌年以後3年間で繰越控除できます。

#### ◎社会保険料控除を受けられる方

その年に支払った健康保険、厚生年金保険、国民年金、介護保険などの保険料が対象ですが生計を一にする配偶者や親族が負担すべき保険料を支払った場合も控除の対象になります。

#### ◎寄付金控除を受けられる方

一定の政党又は政治資金団体に支払った政治活動に関する寄付金で、所得控除又は税額控として有利な方を選択し一定額が控除出来ます、目安としては、課税される所得金額が900万円超の人は所得控除、900万円以下の人は税額控除を選択した方が有利と思われます。